

周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金 申請の手引き



移住交流推進課

制度の概要

東京圏※から本市への移住促進を図るため、テレワークによる「転職なき移住」を実現される方を対象に支援金を交付します。

※東京圏とは	東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、次の市町村を除いた区域のことをいいます <table border="1" data-bbox="454 380 1404 824"><thead><tr><th>都県名</th><th>市町村名</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都</td><td>檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>山北町、真鶴町及び清川村</td></tr></tbody></table>	都県名	市町村名	東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村	埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町	千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町	神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村
都県名	市町村名										
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村										
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町										
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町										
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村										
補助対象者の要件	令和6年4月1日以降に周南市へ転入し、申請時において、次の要件を全て満たす個人 (1) 移住元・移住先に関する要件 ア 周南市に5年以上継続して居住する意思があること イ 移住前10年間のうち、通算5年以上「東京23区内に在住」または「東京圏に在住しつつ東京23区内へ通勤(※1)(※2)」をしていたこと ウ 移住直前に、連続して1年以上「東京23区内に在住」または「東京圏に在住しつつ東京23区内へ通勤(※1)(※2)」をしていたこと (※1) 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります (※2) 東京圏に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができます (2) テレワークに関する要件 ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、周南市を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと ウ 移住元の所属先企業等への通勤が必要な場合、通勤日数は勤務日数の5分の1以内とし、また、通勤手当として移住元と周南市の移動に要する定期券相当の交通費の支給を受けていないこと										

	(3) その他の要件 ア 日本人であることまたは外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること イ 申請書に記載された世帯員（以下「世帯員」という。）が、補助対象者と移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。） ウ 補助対象者及び世帯員が、申請時に転入後1年以内であること エ 補助対象者及び世帯員が、本市市税を滞納していないこと オ 補助対象者及び世帯員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと カ 補助対象者及び世帯員が、過去において本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと キ 市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと
支援金の額	・単身世帯：60万円 ・2人以上の世帯：100万円 ※18歳未満の世帯員を含む場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算
支援金の返還	①～④のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求めます ① 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 ② 本市が求める報告に応じなかった場合：全額 ③ 申請日から3年を経過する前に市外へ転出した場合：全額 ④ 申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合：半額
その他留意事項	・同一の補助対象者及び世帯に対して1回限りの交付となります ・交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間、毎年別に定める日までに、現況届（別記様式第5号）を提出してください

申請方法及び手順

手順	提出書類（送付書類）
1. 事前相談	※補助対象になるか事前にご相談ください
2. 交付申請書の提出	※2人以上の世帯向けの支援金を申請する場合、②⑥は申請書に記載された補助対象者及び世帯員全員分 ※②④⑤⑥⑧は、申請日の1か月前までに発行されたものを添付してください ① 周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付申請書（別記様式第1号及び別紙） ② 転入後の住民票の写し ③ 就業証明書（別記様式第2号） ④ 戸籍の附票の写し等、移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類 ⑤ 住民票の写し（除票）等、補助対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く） ⑥ 市税の滞納がないことを証する書類 ⑦ 【東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた方のみ】 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類 ⑧ 【東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の方のみ】 開業届済証明書、その他移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業主の納税証明書、その他移住元での在勤期間を確認できる書類 ⑨ 【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した方で、通学した期間を移住元としての期間に含めたい方のみ】 卒業証明書、その他通学期間及び卒業校を確認できる書類 ⑩ 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し ⑪ その他市長が必要と認める書類
3. 書類審査	提出された書類内容を審査します
4. 交付決定通知書の送付	補助金交付の可否について通知書を送付します
5. 交付請求書の提出	交付決定通知書を受領後、交付請求書（別記様式第4号）を提出してください
6. 補助金の支払い	請求書に記入された口座に振り込みます
7. 現況届の提出	交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間、毎年別に定める日までに、現況届（別記様式第5号）を提出してください

申請書類提出・お問い合わせ先

周南市 地域振興部 移住交流推進課 移住定住担当

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

TEL : 0834-22-8341 FAX : 0834-22-8428 MAIL : ijukoryu@city.shunan.lg.jp